

工事下請負基本契約約款

(総 則)

第1条 元請負人と下請負人は、元請負人と発注者との契約にかかる工事（以下「元請工事」という。）を完成するため、元請工事の一部の施工について個別契約に定めるもののほか、この工事下請負基本契約約款（以下「約款」という。）に基づき、図面・仕様書・その他の図書（これらを「設計図書」という。以下同じ。）及び元請負人の定める見積要項に従い、おのおの対等の立場で誠実に契約を履行する。

(適用範囲)

第2条 元請負人が注文し、下請負人が施工する工事（以下「個別工事」という。）について、注文書・注文請書・契約明細書・設計図書及び見積要項等（以下「個別契約」という。）に特別の定めのない事項はすべてこの約款に定めるところによる。

(個別契約)

第3条 下請負人は、個別工事について設計図書及び見積要項に基づいてあらかじめ見積書を提出する。元請負人は見積書を審査のうえ注文書を発行し、下請負人はこれに対し注文請書を提出する。なお、個別契約は、この約款に優先して適用されるものとする。

- 2 前項による元請負人の注文に対し、下請負人においてこれを引受ける意思のないときは、下請負人はその旨を速やかに元請負人に書面で通知する。
- 3 第1項の設計図書は、元請負人が下請負人に貸与するものとし、下請負人は工事が完成するなどこれが不用となったときは、速やかに元請負人に返還する。
- 4 個別契約は、事前に相手方の承諾を得た場合には、建設業法に従い、書面に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的措置」という。）を用いて行うことができる。

(施工範囲)

第4条 下請負人は、設計図書に基づいて工事を完成しなければならない。契約明細書に明示されていないものでも、下請負人は施工上必要なものは請負代金の範囲内で施工する。ただし、特別な場合は、元請負人及び下請負人が協議してその措置を決定する。

(請負代金内訳書及び工程表)

第5条 下請負人は、元請負人から請求があったときは、設計図書に基づく請負代金内訳書・工事計画書及び工程表を作成し、速やかに元請負人に提出する。

(関連工事との調整)

第6条 元請負人は、元請工事を円滑に施工するため、この工事と施工上関連ある工事（以下「関連工事」という。）との調整を図り、下請負人はその指示に従う。

- 2 下請負人は、関連工事の施工者と緊密に連絡、調整を図り、元請工事の円滑な完成に協力する。

(法令等遵守の義務)

第7条 元請負人及び下請負人は、施工にあたり建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化促進に関する法律、独占禁止法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、個人情報保護法、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、その他施工・安全衛生・労働者の使用等に関する法令、出入国管理及び難民認定法、その他日本国の法令及びこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導（以下あわせて「法令等」という。）を遵守する。

- 2 元請負人並びに下請負人及び下請負人の下請負人（下請負が数次にわたるときはそのすべてを含む。以下「再下請負人」という。）は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という。）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 3 下請負人は、個別工事に関連して、下請負人又は再下請負人が反社会的勢力による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、又は再下請負人をして断固としてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で速やかに元請負人にこれを報告し、元請負人の捜査機関への通報及び発注者への報告に必要な協力を行うものとする。
- 4 元請負人は、下請負人に対し、法令等に基づき必要な指示、指導を行い、下請負人はこれに従う。
- 5 下請負人は、元請負人の作業所で定める規則等に従い、かつ、規律の維持に協力しなければならない。
- 6 下請負人は、再下請負人に対し、法令等のほか、工事下請負基本契約、この約款及び個別契約の内容を遵守させるものとする。
- 7 下請負人は、個別契約の履行にあたり、事実と異なる請負代金請求を行わないものとする。元請負人は、疑義があるときは、下請負人に対して、第11条（事業内容の報告）に規定する報告を求めるほか、調査協力（元請負人の依頼する外部専門家及び元請負人の親会社等による調査を含む。）を依頼することができる。下請負人は、この依頼に基づき、帳票等の開示、下請負人の役員、従業員及びその他工事関係者に対するヒアリング並びにその他調査協力の依頼に応じるものとする。
- 8 下請負人は、元請負人の役職員等から事実と異なる請負代金請求依頼等の不正な要求があった場合には、元請負人に速やかに報告するものとする。
- 9 元請負人は、下請負人が前三項に違反したときは、事情を勘案したうえで、取引に関する処分を講じることができる。ただし、本項の規定は第45条（元請負人の解除権）の適用を妨げるものではない。

(人権の尊重)

第7条の2 下請負人は、下請負人の従業員の多様性・人格・個性を尊重し、差別・各種ハラスメントを認めず、児童労働・強制労働の禁止を徹底するなど人権を尊重するとともに、労働時間・休日・休暇を適切に管理して、適切な賃金を支払うなど、雇用・労働条件の確保を図るものとする。

2 下請負人は、前項の取り組みを、再下請負人に対しても働きかけるものとする。

(秘密の保持)

第8条 下請負人は、個別工事について、発注者及び元請負人の企業秘密並びに工法・技術これらに関する情報知識又は営業上の秘密並びに個人情報の一切を、個別工事の完成後であっても、他に漏らしてはならない。なお、下請負人は、元請負人に対して別途元請負人所定の「秘密保持に関する誓約書」を提出するものとする。

(特許権等)

第9条 下請負人は、第三者の特許権その他の権利の対象となっている施工方法・工事材料・機械器具等を施工上使用するときは、その使用に関する一切の責めを負う。ただし、元請負人の指図によって使用するものについてはこの限りではない。

2 下請負人は、元請負人との個別契約の履行に際して知り得た、又は元請負人と共同で開発した施工方法・工事材料・機械器具等を元請負人の書面による同意を得ないで使用し、又はこれらについて特許権等の工業所有権を申請し、あるいは第三者をして申請させてはならない。

(安全衛生の確保等)

第10条 下請負人は、施工にあたり事業者として工事従事者の災害と建設公害の防止に万全を期する。

なお、下請負人は、元請負人が特定元方事業者となる場合、元請負人の統轄管理に協力する。

2 下請負人は、災害防止のため、元請負人の定める安全衛生管理の規程・要領・方針・計画等を遵守するとともに、自ら作業基準を確立し、かつ責任体制を明確にする。

3 労働者災害補償保険の加入は元請負人が行う。ただし、下請負人が、元請負人加入の労働者災害補償保険の適用のない一人親方、中小事業主等に工事を行わせるときは、その者の労働者災害補償保険の特別加入は、下請負人の責任で行う。

4 下請負人又は再下請負人の作業員が業務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため労働することができない場合の休業待期3日間の休業補償は、労働基準法第87条第2項により、下請負人が行うものとする。下請負人は、この補償を再下請負人に引受けさせてはならない。

5 労働者災害補償保険の給付をこえる補償額については、原則として災害発生の原因に関する元請負人及び下請負人の責任の割合により、各々負担するものとする。

(事業内容の報告)

第11条 元請負人又は下請負人は、必要あるときは、相手方にその事業及び経営内容等について報告を求めることができる。

(意見の聴取)

第12条 元請負人は、施工上の工程の細部・作業方法等につき下請負人の意見を聴取するものとする。

(書面主義)

第13条 この約款の各条項に基づく承諾、通知、指示、請求、申出等は、この約款に別に定めるもの

のほか、原則として書面により行う。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合には、書面に代えて、電磁的措置により行うことができるものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第 14 条 元請負人又は下請負人は、工事下請負基本契約、この約款及び個別契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させてはならない。ただし、あらかじめ相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 元請負人又は下請負人は、工事目的物又は工事現場に搬入した工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供しない。ただし、あらかじめ相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第 15 条 下請負人は、一括して個別工事の全部又は大部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、法令で禁止される場合を除き、あらかじめ元請負人が発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(下請負人の関係事項の通知)

第 16 条 下請負人は、元請負人に対して、個別工事に関し次の各号に掲げる事項を個別工事に着手する前に元請負人所定の書面又は電磁的措置をもって通知しなければならない。

- 一 建設業の許可業種及び番号
- 二 主任技術者の氏名
- 三 現場代理人をおくときは、その氏名
- 四 雇用管理責任者及び安全衛生管理責任者の氏名
- 五 その他施工上法律でおくことを義務づけられた有資格者等の氏名
- 六 工事現場において使用する一日当たり平均及び最盛時作業員数
- 七 工事現場において使用する作業員の賃金の締切日及び支払日
- 八 その他元請負人が工事の適正な施工を確保するために必要と認めて指示する事項

2 下請負人は、元請負人に対して、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく書面又は電磁的措置をもってその旨を通知する。

(再下請負人の関係事項の通知)

第 17 条 下請負人が個別工事を第三者に委任し又は請け負わせた場合は、下請負人は、元請負人に対して、その契約(その契約に係る工事が数次の下請によって行われるときは、そのすべての契約を含む。)に関し、次の各号に掲げる事項を遅滞なく元請負人所定の書面又は電磁的措置をもって通知しなければならない。

- 一 再下請負人の氏名及び住所(法人であるときは、名称及び工事を担当する営業所の所在地)
- 二 建設業の許可業種及び番号
- 三 主任技術者の氏名
- 四 現場代理人をおくときは、その氏名

- 五 雇用管理責任者及び安全衛生管理責任者の氏名
 - 六 その他施工上法律でおくことを義務づけられた有資格者等の氏名
 - 七 契約又は請け負った工事の種類及び内容
 - 八 工期
 - 九 再下請負人が工事現場において使用する一日当たり平均及び最盛時作業員数
 - 十 再下請負人が工事現場において使用する作業員の賃金の締切日及び支払日
 - 十一 その他元請負人が工事の適正な施工を確保するために必要と認めて指示する事項
 - 十二 報酬又は請負代金の金額、支払時期及びその方法
- 2 下請負人は、元請負人に対して、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく書面又は電磁的措置をもってその旨を通知する。

(現場管理責任者)

- 第 18 条 元請負人は、自己に代って工事現場を総括し、下請負人を指揮・監督するとともに、関連工事との調整を図って元請工事を円滑に完成するため、現場管理責任者をおく。
- 2 下請負人がこの約款に基づく指示・検査・立会・承認等を求めたときは、現場管理責任者は速やかにこれに応ずる。

(下請負人の現場代理人及び主任技術者)

- 第 19 条 下請負人の現場代理人は、下請負人に代って工事現場のいっさいの事項を処理し、その責めを負う。ただし、工事現場の規律・安全衛生・作業時間等工事現場の運営に関する重要事項については、現場管理責任者の指示に従う。
- 2 下請負人の主任技術者は、施工の技術上の管理をつかさどる。
- 3 下請負人の現場代理人と主任技術者とは、これを兼ねることができる。

(工事関係者に関する措置請求)

- 第 20 条 元請負人は、現場代理人・主任技術者その他下請負人が施工のために使用している再下請負人・作業員等で、施工又は管理につき著しく不相当と認められる者がいるときは、下請負人に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
- 2 下請負人は、現場管理責任者又は元請負人の作業所係員がその職務の執行につき著しく不相当と認められる者がいるときは、元請負人に対してその理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
- 3 元請負人又は下請負人は、前二項の規定による請求があったときは、その請求に係る事項について決定し、その結果を相手方に通知する。

(工事材料及び工事用機器)

- 第 21 条 下請負人は、現場管理責任者の検査に合格した工事材料を使用する。現場管理責任者は、工事用機器について適当でないことを認めたものがあるときは、下請負人にその交換を求めることができる。
- 2 下請負人は、工事現場に搬入した工事材料又は工事用機器を工事現場外に持ち出すときは、

現場管理責任者の承認をうける。

- 3 第1項による不合格工事材料又は適当でないと認められた工事中用機器は、現場管理責任者の指示によって下請負人がこれを引き取る。
- 4 工事材料のうち設計図書にその品質が明示されていないものについては、現場管理責任者の指示による。

(立 会)

第22条 下請負人は、地中又は水中の工事その他施工後外から見ることのできない工事を施工するときは、現場管理責任者の立会を求める。

(支給材料及び貸与品)

第23条 元請負人は、支給材料及び貸与品を、下請負人の立会のうえ検査して、下請負人に引渡す。

- 2 支給材料又は貸与品の受渡時期は、工程表によるものとし、その受渡場所は原則として工事現場とする。
- 3 下請負人は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、第1項の検査により発見することが困難であった、種類、品質、又は数量に関して個別契約の内容に適合しないこと等が明らかになるなどその使用が適当でないと認められる場合は、直ちにその旨を元請負人に通知し、その指示を求めるものとする。
- 4 下請負人は、支給材料又は貸与品について、善良なる管理者の注意をもって使用し又は保管する責めを負う。
- 5 下請負人は、支給材料（有償支給材を除く。）が不用となったとき又は貸与品が使用済みとなったときは、速やかにこれを元請負人に返却する。

(設計図書不適合の場合の改造義務)

第24条 下請負人は施工が設計図書に適合しない部分があるときは、現場管理責任者の指示に基づき、下請負人の負担で速やかにこれを改造する。ただし、その不適合が現場管理責任者の指示によるなど元請負人の責めに帰すべき理由によるときは、改造に要する費用は元請負人の負担とし、必要があると認められるときは、元請負人及び下請負人が協議して工期を変更する。

(条件変更等)

第25条 下請負人は、施工にあたり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、直ちにその旨を現場管理責任者に通知し、その確認を求める。ただし、重要なものの通知については書面によるものとする。

- 一 設計図書と工事現場の状態とが一致しないとき。
- 二 設計図書の表示が明確でないとき。（図書と仕様書が交互符合しないこと及び設計図書に誤謬又は脱漏があることを含む。）
- 三 工事現場の地質・湧水等の状態及び施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違するとき。
- 四 設計図書で明示されていない施工条件について、予期することのできない特別の状態が生

じたとき。

- 2 現場管理責任者は、前項の確認を求められたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、下請負人に対してとるべき措置を指示する。
- 3 第1項各号に掲げる事実が元請負人及び下請負人の間において確認された場合、必要があると認められるときは、工事内容・工期若しくは請負代金額を変更することができる。この場合において、工期又は請負代金額の変更については、元請負人及び下請負人が協議して定める。

(工事の変更及び中止等)

第26条 元請負人は、必要があると認めるときは、原則として書面をもって下請負人に通知し、工事内容を変更し又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、元請負人及び下請負人が協議して工期又は請負代金額を変更することができる。

(下請負人の請求による工期の延長)

第27条 下請負人は、天候不良等その責めに帰することができない理由その他の正当な理由により、工期内に個別工事を完成することができないときは、元請負人に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、元請負人及び下請負人が協議して定める。

- 2 前項の規定により工期を延長する場合において、必要があると認められるときは、元請負人及び下請負人が協議して請負代金額を変更することができる。

(元請負人の請求による工期の変更等)

第28条 元請負人は、工期を変更する必要があるときは、下請負人に対し書面をもって工期の変更を求めることができる。この場合における変更日数は、元請負人及び下請負人が協議して定める。

- 2 前項の場合において、必要があると認められるときは、元請負人及び下請負人が協議して請負代金額を変更することができる。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第29条 工期内に賃金又は物価の変動により請負代金額が不相当となり、これを変更する必要があると認められるときは、元請負人及び下請負人が協議して請負代金額を変更することができる。

(臨機の措置)

第30条 下請負人は、災害防止等のため必要があると認められるときは、元請負人に協力して臨機の措置をとる。

- 2 下請負人が前項の規定により臨機の措置をとった場合において、その措置に要した費用のうち、下請負人が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、元請負人がこれを負担する。この場合における元請負人の負担額は、元請負人及び下請負人が協議して定める。

(一般的損害)

第 31 条 第 34 条 (完成検査及び引渡し) による検査前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他施工に関して生じた損害は、下請負人の負担とする。ただし、この損害のうち元請負人の責めに帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 32 条 施工のため第三者 (関連工事の請負人等を含む。以下同じ。) に損害を及ぼしたときは、下請負人がその損害を負担する。ただし、その損害のうち元請負人の責めに帰すべき理由により生じたもの及び施工に伴い通常避けることができない理由により生じたものについては、この限りではない。

- 2 前項の場合、その施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、元請負人及び下請負人が協力してその処理解決にあたる。

(天災その他不可抗力による損害)

第 33 条 天災その他不可抗力によって、現場管理責任者の確認した工事の出来形部分・工事現場の仮設物・現場搬入済の工事材料又は工事中用機器に損害を生じたときは、元請負人及び下請負人が協議して重大なものと認め、かつ、下請負人が善良な管理者としての注意をしたと認められるものについては、元請負人がこれを負担する。

- 2 前項の場合、その負担額は取片付けに要する費用とともに、元請負人及び下請負人が協議して定める。
- 3 第 1 項の規定により、元請負人が損害を負担する場合において、保険その他損害をてん補するものがあるときは、その額を損害額から控除する。

(完成検査及び引渡し)

第 34 条 下請負人は、あらかじめ自主検査を実施したうえで、元請負人に対し、工事が完成した旨を書面をもって通知する。

- 2 元請負人は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく下請負人の立会のうえ、工事の完成を確認するための検査を行う。この場合、元請負人は、当該検査の結果を書面をもって下請負人に通知する。
- 3 元請負人は、前項の検査によって工事の完成を確認した後、下請負人が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに工事目的物の引渡しを受ける。
- 4 元請負人は、下請負人が前項の申出を行わないときは、第 39 条 (完成時の支払) の規定による下請負人からの請求書の提出をもって、引渡しの申出とみなし、工事目的物の引渡しを受けることができる。
- 5 下請負人は工事が第 2 項の検査に合格しないときは、遅滞なくこれを修補し、完了の旨を元請負人に通知する。この場合においては、前四項の規定を適用する。

(完成前使用)

第 35 条 元請負人は、工事の完成前においても、下請負人の工事目的物の全部又は一部を自ら使用す

るか、若しくは第三者に使用させることができる。ただし、下請負人は、必要があるときは元請負人の同意を得て、その使用中止を求めることができる。

- 2 前項の場合において、元請負人又は第三者は、善良な管理者の注意をもってこれを使用するものとし、その使用によって下請負人に損害を及ぼしたときは、これを補償する。

(請負代金の支払方法及び時期)

第 36 条 個別工事の請負代金の支払方法及び時期は、個別契約に定めるところによる。

- 2 元請負人は、やむを得ない場合には、個別契約の定めにかかわらず、下請負人の同意を得て請負代金の支払方法又は支払時期を変更することができる。
- 3 前項の場合における支払を延期した期間に相応する利息については、元請負人の負担とし、事前に元請負人及び下請負人が協議して定める。

(前 払 金)

第 37 条 下請負人は、個別契約の定めるところにより、元請負人に対して前払金を請求することができる。

(部 分 払)

第 38 条 下請負人は、現場管理責任者の確認を受けた出来形部分並びに工事現場に搬入した工事材料及び製造工場等にある工場製品（現場管理責任者の検査に合格したものに限る。）に相応する請負代金（以下「出来高」という。）に個別契約に定める割合（出来高支払率）を乗じた金額について、個別契約の定めるところにより、部分払を請求することができる。

- 2 元請負人は、前項の規定による請求を受けたときは、個別契約の定めるところにより部分払を行う。
- 3 前払金の支払を受けている場合及び既に部分払金の支払を受けている場合において、第 1 項の請求額は、次の式によって算出する。

請負代金額－受領済前払金額

請求額＝出来高累計額×個別契約記載の出来高支払率× $\frac{\text{請負代金額－受領済前払金額}}{\text{請負代金額}}$ －受領済部分払金額

(完成時の支払)

第 39 条 下請負人は、個別工事が第 34 条（完成検査及び引渡し）の検査に合格したときは、引渡しと同時に書面をもって請負代金の支払を請求することができる。

- 2 元請負人は、前項の定めによる請求を受けたときは、個別契約に定めるところにより請負代金を支払う。

(賃金等の立替払い)

第 40 条 下請負人又は再下請負人が、賃金等の支払を遅延し、元請負人が下請負人に対しその支払を勧告してもなお支払わないときは、元請負人は、下請負人又は再下請負人の作業員等からの書面による申出により、これを立替払いすることができる。ただし、原則として事前に下請負人

から事情を聴取する。

- 2 元請負人は、前項の規定によって、再下請負人の不払賃金等の立替払いをしたときは、これを下請負人に対する立替金として処理することができる。

(立替金等と工事支払金との相殺)

第 41 条 前条の規定による賃金等の立替金及びこの約款に定める下請負人の賠償金等は、元請負人の債権発生と同時に、下請負人に対する工事支払金と相殺とする。

(下請負人の中止権)

第 42 条 次の各号の一にあたるときは、下請負人は個別工事を中止することができる。

- 一 元請負人が前払・部分払を遅延し、下請負人が相当の期間を定めて催告してもなお支払わないとき。
 - 二 天災その他不可抗力により、工事目的物に損害を生じ、あるいは工事現場の状態が変動したため施工できないと認められるとき。
- 2 前項の中止事由が解消したときは、下請負人は工事を再開する。再開後の工期については元請負人及び下請負人が協議して定める。
 - 3 前二項の場合において、元請負人の責めに帰すべき事由により下請負人が工事を中止したときは、元請負人は、下請負人の損害又は必要と認められる増加費用を負担するものとし、その額は元請負人及び下請負人が協議して定める。

(契約不適合責任)

第 43 条 工事目的物に種類、品質又は数量に関して個別契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、元請負人は下請負人に対して、相当の期間を定めて、工事目的物の修補若しくは代替物の引渡しによる履行の追完を請求し、又は履行の追完に代え、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、履行の追完に過分の費用を要するときは、元請負人は履行の追完を請求することができない。

- 2 工事目的物に契約不適合があるときは、元請負人は下請負人に対して、履行の追完若しくは代金の減額請求に代え、又は履行の追完若しくは代金の減額請求とともに損害の賠償を請求することができる。
- 3 元請負人が、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除（以下あわせて「請求等」という。）を請求することができる期間は、第 34 条に定める引渡しの日から起算し、元請負人が発注者に工事目的物を引渡した後 2 年を経過する日までとする。ただし、契約不適合が下請負人の故意又は重大な過失によって生じた場合は、10 年を経過する日までとする。
- 4 前項にかかわらず、契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下「契約不適合責任期間」という。）について、個別契約において別に定めた場合はそれに従う。
- 5 元請負人が契約不適合責任期間の内に契約不適合を知り、その旨を下請負人に通知した場合において、元請負人が通知から 1 年を経過する日までに請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 6 元請負人は、第3項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外の請求等を行うことができる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 元請工事の全部又は一部が住宅の品質確保の促進等に関する法律第2条に定める新築住宅である場合においては、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律第94条第1項に定める構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分として、同法施行令第5条第1項及び第2項に定めるものに該当する部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、第34条に定める引渡しの日から起算し、元請負人が発注者に工事目的物を引き渡した後10年を経過する日までとする。この場合において、前五項の規定は適用しない。ただし、個別契約において、元請負人及び下請負人間で10年を超える期間を定めた場合はそれに従う。
- 9 工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は元請負人若しくは現場管理責任者の指示等により生じたものであっても、下請負人がその材料又は元請負人の指示等が適当でないことを知りながら、これを元請負人に通知しなかったときは、下請負人は前各項の責任を免れない。

（履行遅滞の場合における違約金及び損害金）

- 第44条 元請負人は、下請負人の責めに帰すべき理由により、工期内に工事を完成することができない場合は、下請負人に履行遅滞に対する違約金を請求できる。この場合、次項で算出される違約金を超える損害が発生したときには、違約金を超える部分につき損害金を請求することができる。
- 2 履行遅滞に対する違約金の額は、遅滞日数に応じて、個別契約に定める割合（個別契約に定めがない場合は、請負代金額に対し年10パーセントの割合による。）で計算した額とする。
 - 3 元請負人の責めに帰すべき理由により、第37条（前払金）、第38条（部分払）、第39条（完成時の支払）の規定による請負代金の支払が遅延した場合においては、下請負人は未受領金額につき、遅延日数に応じ、個別契約に定める割合（個別契約に定めがない場合は法定利率による。）で計算した額の遅延利息を元請負人に請求することができる。

（元請負人の解除権）

- 第45条 元請負人は、下請負人が次の各号の一に該当するときは、通知・催告なくして、個別契約を解除することができる。
- 一 正当な理由がないのに、着手すべき期日を過ぎても工事に着工しないとき。
 - 二 下請負人の責めに帰すべき理由により、工期内又は期限後相当期間内に工事を完成する見込がないと、元請負人が認めたとき。
 - 三 下請負人又は再下請負人が作業員又は下請負者に対し、賃金等の支払遅延あるいは不払いを生じさせたとき。
 - 四 第7条（法令等遵守の義務。ただし、第2項及び第3項は除く。）に違反し又は施工管理・労務管理・安全衛生管理等の不備により元請負人に損害をあたえ、あるいは元請負人が損害を被るおそれがあるため、是正を勧告しても履行しないとき。
 - 五 下請負人の振出した手形又は小切手が不渡となったとき、又は第三者より差押・仮差押・

- 仮処分・競売・破産・会社更生等の申立を受け、若しくは自ら破産・民事再生・会社更生等の申立をしたとき、その他元請負人が下請負人の債務履行を困難と認めたとき。
- 六 第14条（権利義務の譲渡禁止）の規定に違反したとき。
- 七 下請負人又は下請負人の代表者の所在が元請負人に不明となり、通知ができなくなったとき。
- 八 下請負人又は再下請負人が、第7条（法令等遵守の義務）第2項の規定に違反したとき、反社会的勢力を利用していると認められるとき、反社会的勢力に対して資金を提供し、若しくは便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき、自ら若しくは第三者を利用して、元請負人若しくは元請負人の関係者に対し、詐術、暴力的行為、若しくは強迫的言辞を用いたとき、又は下請負人が第7条第3項の規定に違反したとき。
- 九 正当な理由がないのに、第43条第1項の履行の追完を行わないとき。
- 十 個別契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- 十一 個別契約の目的物に契約不適合がある場合において、その契約不適合により個別契約の目的達成することができないとき。
- 十二 建設業の許可を取り消されたとき又はその許可が効力を失ったとき。
- 十三 工事下請負基本契約、この約款又は個別契約に違反し、その違反により個別契約の目的を達することができないと、元請負人が認めたとき。
- 十四 前各号に掲げる場合のほか、工事下請負基本契約、この約款又は個別契約に違反した場合において、元請負人が期間を定めて催告しても、なお是正しないとき。
- 十五 第46条（下請負人の解除権）第1項の規定によらないで、個別契約の解除を申し出たとき。
- 2 下請負人が第1項三号、四号、五号、六号、七号、八号に該当する場合は、元請負人は工事下請負基本契約も解除することができる。
- 3 元請負人が第1項の規定により個別契約を解除したときは、工事の出来形部分及び現場搬入済の工事材料は、元請負人に帰属する。
- 4 元請負人は、第3項の出来形部分及び工事材料に相応する請負代金を下請負人に支払う。ただし、出来形部分及び工事材料のうち設計図書に適合しない部分については、この限りではない。
- 5 前項の場合において、前払金があったときは、その前払金の額（第38条（部分払）の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を、前項の出来形部分及び工事材料に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、下請負人は、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、第44条に定める割合で計算した額の利息を付して、元請負人に返還する。
- 6 元請負人は、第1項及び第2項の規定により契約を解除したときは、下請負人に対して、その解除により生じた損害の賠償を求めることができる。この場合における賠償額は、元請負人及び下請負人が協議して定める。
- 7 個別契約が解除された場合において、当該個別契約に係る工事について、下請負人又は再下請負人の作業員の賃金等につき未払がある場合は、元請負人は下請負人に支払うべき工事代金

によって、下請負人に代って直接未払金を支払うことができる。この場合、元請負人の支払と同時に、元請負人の下請負人に対する同額の請負代金債務が消滅する。

8 元請負人は、工事が完成しない間は、第1項に規定する場合のほか必要があるときは、個別契約を解除することができる。この場合、下請負人に損害を及ぼしたときは、元請負人はその損害を賠償するものとし、賠償額は、元請負人及び下請負人が協議して定める。

9 第3項から第5項までの規定は、前項の規定により個別契約を解除した場合に準用する。ただし、第5項の規定のうち利息に関する部分は準用しない。

10 第4項にかかわらず、元請負人が第1項八号（ただし、下請負人の第7条（法令等遵守の義務）第3項違反は除く。）の規定により個別契約を解除したときは、同項の請負代金の支払義務を負わず、下請負人に損害が生じても元請負人は何らこれを賠償ないし補償することを要しない。

（下請負人の解除権）

第46条 下請負人は、次の各号の一に該当する理由のあるときは、個別契約を解除することができる。

一 第26条（工事の変更及び中止等）の規定により元請負人が工事内容を変更したため、請負代金額が $6/10$ 以上減少したとき。

二 下請負人の責めに因らない工事の中止期間が工期の $1/2$ （工期の $1/2$ が6か月を超えるときは6か月）を、中止が工事の一部のみの場合はその一部を除いた他の部分工事が完了した後工期の $1/4$ （工期の $1/4$ が3か月を超えるときは3か月）を経過しても、なお、その中止が継続するとき。

三 元請負人が個別契約に違反し、その違反によって工事を完成することが困難となったとき。

四 元請負人が請負代金を支払う能力を欠くことが明らかとなったとき。

五 元請負人が第7条（法令遵守等の義務）第2項の規定に違反したとき、反社会的勢力を利用していると認められるとき、反社会的勢力に対して資金を提供し、若しくは便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき、又は自ら若しくは第三者を利用して、下請負人、再下請負人若しくはそれらの関係者に対し、詐術、暴力的行為、若しくは強迫的言辭を用いたとき。

2 第45条（元請負人の解除権）第3項から第5項までの規定は、前項の規定により個別契約が解除された場合に準用する。ただし、第45条第5項の規定のうち、利息に関する部分は、これを準用しない。

3 下請負人は、第1項の規定により、個別契約を解除した場合において、これにより損害を受けたときは、その損害の賠償を元請負人に対して請求することができる。この場合における賠償額は、元請負人及び下請負人が協議して定める。

（解除に伴う措置）

第47条 個別工事の完成前に個別契約が解除されたときは、元請負人及び下請負人が協議して、当事者に属する物件について、期間を定めてその引き取りあと片付けなどの処置を行う。

2 前項の処置が遅れているとき、催告しても正当な理由がなくなお処置が行われないときは、元請負人又は下請負人は相手方に代ってこれを行い、その費用を相手方に請求することができる。

る。

3 第1項に定める場合において、工事下請負基本契約、この約款及び個別契約に定めるほか、解除に伴い生じる事項の処理については元請負人及び下請負人が民法の規定に従って協議して定める。

4 個別工事の完成後に個別契約が解除されたときは、解除に伴い生じる事項の処理については元請負人及び下請負人が民法の規定に従って協議して定める。

(協議の時期)

第48条 個別工事に係る元請負人及び下請負人間の協議は、特に合意した場合を除いて、当該個別工事期間中に行うものとする。

(紛争の解決)

第49条 この約款の各条項において、元請負人及び下請負人が協議して定めるものにつき協議が整わない場合、その他工事下請負基本契約、この約款及び個別契約に関して元請負人及び下請負人間に紛争を生じた場合には、元請負人又は下請負人は、当事者双方の合意により選定した第三者又は建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停により解決を図る。

2 元請負人及び下請負人は、そのいずれかが前項のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めた場合において元請負人及び下請負人双方が合意したときは、審査会の仲裁に付するものとする。

(補 則)

第50条 工事下請負基本契約、この約款及び個別契約の疑義並びにこれらに定めのない事項については、必要に応じ元請負人及び下請負人が協議して定める。

2020年4月1日 改定